

京都市告示第 247号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年10月23日

京都市長 梶本 頼 兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
伏見桃山城運動公園	伏見区桃山町大蔵45番 他	平成19年4月1日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)